# 自宅療養期間

①本人がり患した場合

## インフルエンザの場合

インフルエンザの場合は発症した翌日から5日間かつ解熱後2日間 5日経っていても、熱が下がって2日経過していなければ解除されません。

発症日(発熱、他症状が出た日)解除0日目5日間6日目

かつ

# 新型コロナウイルスの場合

特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いです。インフルエンザと同じく、5日間の自宅療養をお願いします。

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので注意が必要。

発症日(発熱、他症状が出た日)

解除

0	白目	5日間	6日目

- ②家族がり患した場合
- 2日間の自宅待機。

## ③ノロウイルス

下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が良くなったら利用・出勤は可能 管理者への一報を。 感染症予防や健康維持のため、常に清潔を心がけ、手洗い、うがい、検温、 手指消毒の励行、換気を実施する。

#### 1, 職員の衛生管理

- ・常勤職員は年1回の健康診断、非常勤職員は年に1回肺のレントゲンをとる。
- ・動きやすい服装、清潔な服装、汚れたら着替えられるように準備しておく。
- ・爪は短く切る。
- ・体調不良時や感染症に感染した恐れがある場合は、必ず管理者に報告する。

#### 2, 事業所の衛生管理

- ・1日の活動終了後、掃除機をかけ、拭き掃除、アルコール消毒を行う。
- ・テーブルは、昼食・おやつの前後で消毒液で拭く。
- ・便や嘔吐物が床などについた場合の対応は別紙。

#### 3、感染症が疑われる場合

- ・発疹が出た場合→はしか、風疹、水ぼうそう、溶連菌感染症などの可能性
- ・目の充血、目やに→プール熱、はやり目の可能性
- ・耳の下の腫れ→おたふくかぜの可能性
- ・発熱(37.5°C)以上の場合は、別室で対応。保護者に連絡し、迎えを依頼する。

## 4. 職員の研修

- ・職員は年に2度(夏と冬)行う感染症研修に参加し、知識の更新と確認を行う。
- ・講師は法人常勤看護師によって行う。

# 5, その他

- ・送迎車にノログッズをのせておく。
- ・活動室にノログッズを常備しておく。
- ・ノログッズは年に1度確認する。(11月)

# 6. 横浜市への報告

・横浜市より令和5年5月2日に配布された「感染症等発生時の報告について」 に基づき、感染症集団発生時には瀬谷区子ども家庭支援課へメールにて報告する。 (別紙資料参照)